

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月3日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(A)（一般）

研究期間：2014～2018

課題番号：26245012

研究課題名（和文）パーソナルデータの保護と利活用に関する法分野横断的研究

研究課題名（英文）Research on Protection and Utilization of Personal Data by Crossing Legal Fields Approach

研究代表者

中里 実（Nakazato, Minoru）

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：40114582

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 30,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、パーソナルデータに関わる法分野を横断的に検討し、それぞれの保護と利活用の構造とその特性を明らかにした。本研究はまた、パーソナルデータの高度な利活用がプライバシーにとって深刻な脅威となりうる一方、課題解決を通じてより多様な生き方を包摂し構成員の尊厳を確保する社会をもたらすことを明らかにしつつ、よりきめ細やかな実体的な調整の方向性を示した。そして、手続的・組織的規律、ソフトロー、データ保護・管理技術や経済的インセンティブの活用、自主規制・共同規制等の組み合わせを通じて、データ利活用に関する透明性と個人のコントロールABILITYを高める必要性を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義として、各法分野に固有のデータの保護と利活用のあり方を明らかにするとともに、パーソナルデータ利活用のもたらすリスクと便益の調整について各分野を横断するきめ細やかな調整の方向性を示し、あわせて柔軟な規制手法の組み合わせの意義と課題を明らかにしたことが挙げられる。本研究の社会的意義としては、社会保障・税番号等の公的部門及び労働、医学研究・医療、金融分野における「利活用のための保護」のあり方や、カメラ画像・情報銀行等における透明性の必要等を明らかにし、政策や実務に影響を与えた点が挙げられる。

研究成果の概要（英文）：This research examines many legal fields and clarifies the structure and characteristics of protection and utilization of personal data. Then, the research also reveals that utilization of personal data can be a serious threat to privacy, while it can bring “Society 5.0” with inclusiveness, diversity and dignity, and indicates the direction of more practical coordination between protection and utilization in each legal field. Finally, this research makes clear that the combination of procedural and organizational disciplines, “soft law”, data protection and management technologies and economic incentives, self-regulation and co-regulation should increase the transparency of data utilization and individual’s controllability.

研究分野：租税法

キーワード：パーソナルデータ プライバシー 個人情報保護法 行政機関個人情報保護法 社会保障・税番号 通信の秘密

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

### 1. 研究開始当初の背景

情報技術が急速に発展し情報の利活用のニーズが増大する現代社会において、個人のプライバシーの保護と、公的機関、公衆および利害関係者による情報の利活用の確保は情報化社会の基盤を成す重要な要請であり、情報の性質・文脈毎に両者のバランスを調整する仕組みを構築することが課題となる。しかし法制度の設計および公共部門・民間の実務においてはこの2つの要請が注意深く調整されておらず、いずれかに偏った制度や実務が様々な分野で見られる。プライバシー保護と情報の利活用の調整に関する一般的な法制度である個人情報保護法・行政機関個人情報保護法は、個人に関する情報のうち個人識別性のあるものを「個人情報」と定義し、その利用・提供等について「法令に基づく場合」その他の抽象的な要件を定めるにとどまり、各分野において実務の指針となるのはガイドラインや自主規制等のソフトローであるが、これらが先の課題を実現しているかどうか疑わしい事例が多い。

さらに、個人情報保護法制以外の個人に関する情報に関する諸法令の網羅的な見直しも必要である。例えば、会社法 125 条は、株主および会社債権者による株主名簿の閲覧・謄写請求を認めているが、平成 17 年改正はプライバシー保護の観点も踏まえて会計帳簿等の閲覧請求の場合と同じ閲覧拒絶事由を定めた。しかし株主名簿と会計帳簿等とは閲覧の対象となる情報の質が大きく異なるため、拒絶事由の解釈・運用に大きな混乱が生じ、法制審議会会社法部会が拒絶事由の一部の削除を提案する結果となった。この場合には、会社の支配関係の透明性という会社法上の要請とプライバシー保護の要請の調和について具体的な解決策を提示することが、法学研究者に求められている。これに対し、刑法 134 条の定める医師等の守秘義務は、従来、患者の個人情報の秘匿に貢献するものであった。しかし医師等による情報開示が許される要件が明確でないため、医学研究や警察への通報よりも個人情報の秘匿が優先され、開示の必要な場面に関する議論の展開が妨げられてきた。ここでは、プライバシー保護の要請を上回る公益の実現がいかなる場合にいかなる限度で許されるかについて、法学者が解決基準を提示することが要請されている。

個人に関する情報を日常的に大量に取り扱っている地方自治体でも、例えば加害者がDVの被害者の転居先の住民基本台帳を閲覧できる等の問題があり、先進的な自治体が窓口の運用で台帳へのアクセスを制限する時代が長く続いた。しかし逆に近時の現場では、個人情報保護が行き過ぎ、独居高齢者の見守りや虐待の防止のために必要な個人情報を出し渋る等の支障が生じている場合も見られる。これに対して、平成 25 年に成立したいわゆる番号法は、社会保障・税番号を導入し、ID連携により行政の効率性を高めるとともに、個人情報保護評価手続や特定個人情報保護委員会制度を新たに導入した。さらに政府は現在、個人識別性を有するか否かにかかわらず、個人に関する情報を広く「パーソナルデータ」として、ビッグデータとしての利活用を可能とするよう個人情報保護法の改正を検討し、プライバシー・コミッショナー制度の導入準備を進めている。しかし、そうした新たな法制度の下で、経済活動、公共部門、医療・学術等の様々な文脈毎にプライバシー保護と情報の利活用を具体的に調整するための枠組みや、パーソナルデータに関する各分野の法令の見直しを支える研究は、十分蓄積されているとはいえなかった。

### 2. 研究の目的

本研究は、①パーソナルデータ（個人識別情報のほか、広く個人に関する情報を指す）を取り扱う法分野を広く探索し、関連する法的問題を網羅的に抽出した上で、②各分野の特性及び各種の情報の特性を相互に比較しつつ明らかにし、③プライバシー保護と情報の利活用という2つの要請を適切に調整するための法理を、分野を横断し統合する形で提示することを、目的とするものであった。

### 3. 研究の方法

本研究の研究組織は、パーソナルデータに関する網羅的な調査と法分野横断的な検討という本研究の目的に合わせて、情報法の研究者だけでなく、幅広い法分野から、また実態分析と広範な海外調査を実施できるように、研究者を結集し編成した。しかし同時に、恒常的・機動的に問題意識を共有し議論できる規模の組織とした。

研究期間の前半は、パーソナルデータに係る法的問題を網羅的に探索し、それぞれの問題を分析することに重点を置く。そのために、3つの研究テーマを緩やかに設定し、それに対応させて研究組織を、①経済活動班、②公共領域班、③技術・学術班に分けて、研究を進めた。研究期間の後半は、研究代表者・研究分担者全員からなる全体会により、法分野を相互に比較しつつ、各分野の制度設計・解釈・実務に資する形にまでパーソナルデータに関する法理を解明することに重点を置いた。

本研究は、以下のとおり各班合同の研究会を 17 回、公開シンポジウムを 4（うち共催 1）回開催した（肩書・所属は研究会等当時のものである）。

#### ○研究会

##### ●第 1 回（2014 年 7 月 1 日）

「IT 戦略本部『パーソナルデータの利活用に関する制度大綱』について」 報告者＝宍戸常寿（研究分担者）

##### ●第 2 回（2014 年 9 月 30 日）

「秘密漏示罪の諸問題」 報告者＝樋口亮介（研究分担者）

- 第3回（2014年10月14日）

“The Acquisition and Dissemination of Employee Data: the Law of the European Union and the United States Compared” 報告者＝Matthew Finkin（イリノイ大学教授）

- 第4回（2014年12月4日）

「金融市場参加者に課される取引情報開示義務—大量保有報告制度と空売り規制を題材にして」 報告者＝加藤貴仁（研究分担者）

- 第5回（2015年2月19日）

「遺伝情報の帰属・利用とゲノム研究規制」 報告者＝米村滋人（研究分担者）

- 第6回（2015年9月15日）

「個人情報保護法改正について」 報告者＝宍戸常寿（研究分担者）

- 第7回（2015年12月1日）

「捜査法の思考と情報プライバシー（権）」 報告者＝笹倉宏紀（慶應義塾大学教授）

- 第8回（2016年2月10日）

「インターネット上の情報の削除請求に関する近時の裁判実務」 報告者＝赤川圭（弁護士（アンダーソン毛利友常法律事務所）、コメンテーター＝上机美穂（札幌大学准教授）

- 第9回（2016年4月14日）

「個人情報保護法の実務上の諸問題について」 報告者＝太田洋（弁護士）、井上健二（弁護士）（いずれも西村あさひ総合法律事務所）

- 第10回（2016年4月22日）

「個人情報の刑罰的保護の可能性と限界について」 報告者＝佐藤結美（上智大学准教授）

- 第11回（2016年7月26日）

「刑事立法論としてのコンピュータ・データの無権限取得罪」 報告者＝西貝吉晃（東京大学特任講師）

- 第12回（2016年11月18日）

「犯罪捜査におけるGPS位置情報の活用とその法的規律について」 報告者＝尾崎愛美（慶應義塾大学博士課程）、コメンテーター＝山田哲史（岡山大学准教授）

- 第13回（2017年2月15日）

「AI・ロボット社会の進展と行政規制」 報告者＝横田明美（千葉大学准教授）

- 第14回研究会（2018年3月19日）

「採用の局面における個人情報の収集をめぐる規制—アメリカ法・フランス法からの示唆—」 報告者＝河野奈月（明治学院大学講師）

「パーソナルデータの保護と利活用に関する国際法上の規律」 報告者＝石井由梨佳（防衛大学校講師）

- 第15回研究会（2018年3月28日）

「新しいEUデータ保護法とデータ保護監視の新組織——ヨーロッパ行政連携の正統化の諸問題」 報告者＝ベッティーナ・シェンドルフーハウボルト（ギーセン ユストゥスラービッヒ大学教授）

- 第16回研究会（2018年7月12日）

「税務情報交換の進展と情報保護規範の衝突」 報告者＝吉村政穂（一橋大学教授）

- 第17回研究会（2019年2月20日）

「金融APIに関する議論の整理、Fintech事業者の規制改革に関する議論のポイント、及びデータ取引市場・情報銀行に関する視点の提供」 報告者＝落合孝文（弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業））

#### ○公開シンポジウム

- 「個人情報保護法改正と今後の課題」（2015年12月19日）

「プライバシー・個人情報保護の国際的動向と日本の対応」 堀部政男（特定個人情報保護委員会委員長）

「法改正の概要と施行に向けて」 岡本剛和（内閣官房IT総合戦略室企画官）

「改正法の課題—企業法務の視点から」 菅原貴与志（弁護士・慶應義塾大学教授）

「改正法の課題—プライバシー権論の視点から」 山本龍彦（慶應義塾大学教授）

パネルディスカッション 報告者、司会＝宍戸常寿（研究分担者）

- 「クローチア共和国のビジネスローの現状と課題」（2016年11月22日、共催）

「ヨーロッパのデータ保護改革」 Tihomir Katulic（ザグレブ大学准教授）

- 「医学研究における個人情報保護のあり方と指針改正」（2017年3月17日）

「医学研究における個人情報保護の概要と法改正の影響」 米村滋人（研究分担者）

「平成29年改正・人を対象とする医学系研究に関する倫理指針について」 矢野好喜（厚生労働省室長補佐）

「三省合同会議での議論と今後の展望」 横野恵（早稲田大学准教授）

「医学研究の現場からみた倫理指針改正の課題」 田代志門（国立がん研究センター室長）

パネルディスカッション 報告者、司会＝米村滋人（研究分担者）

※シンポジウムの成果はNBL1103号（2017年）号の特集として掲載された。

- 「カメラ画像の保護と利活用に関する公開シンポジウム」（2018年7月13日）

「個人情報保護の枠組みとカメラ画像の保護」 小川久仁子（個人情報保護委員会事務局参事官）

「カメラ画像の利活用の課題—法的立場から」 星周一郎（首都大学東京教授）

「カメラ画像の利活用の課題—技術的立場から」 菊池浩明（明治大学教授）

パネルディスカッション 報告者、若目田光生（日本電気株式会社データ流通戦略室長）、渡邊涼介（弁護士（光和総合法律事務所））、司会＝宍戸常寿（研究分担者）

※シンポジウムの成果はNBL1132～1134号（2018年）号の特集として掲載された。

さらに各班において、関係者との情報交換等を通じて、パーソナルデータをめぐる動きの背景にある諸要因等を把握し、日本内外の法制度及び実態の調査を進めた。

#### 4. 研究成果

本研究は、パーソナルデータに関わる法分野を横断的に検討し、それぞれの保護と利活用の構造とその特性を明らかにした。本研究は、研究開始以降、番号法の運用、個人情報保護法の改正、次世代医療基盤法の制定といった法整備に加えて、インターネット上の検索結果の削除やGPS捜査に関する最高裁判決といった判例の展開、さらに個人情報保護に関する医学研究・医療分野の指針の改定、Fintechやカメラ画像の利活用等について官民の取り組みといった、パーソナルデータの保護と利活用に関する多様な動向について、適時に研究会を開催し、研究分担者を含む各法分野の最先端の研究者による報告と質疑を得ることで、各法分野の保護と利活用の構造と特性を把握し、この観点から例えば各種専門職能に課されている守秘義務及び刑罰による担保の意義を再評価してきた。他方、日EU間の個人データ域外移転に関する十分性認定、AIのあり方に関する議論等、国際的な取組をも進み、そうした中でパーソナルデータに関する刑事実務上の課題や公的部門に対する監督のあり方など、国内法制とグローバルスタンダードの調整が必要な課題も明らかにしてきた。

本研究はまた、パーソナルデータの高度な利活用がプライバシーにとって深刻な脅威となりうる一方、課題解決を通じてより多様な生き方を包摂し構成員の尊厳を確保する社会（Society 5.0）をもたらしつつ、よりきめ細やかな実体的な調整の方向性を示した。例えば資産情報は個人にとってセンシティブ情報であると同時に、その利活用によって新たな金融サービスの展開が期待されており、現に金融API等の取組やFintech事業者に対する規制改革が進められている。カメラ画像も技術の高度化や位置情報との組み合わせにより個人が継続的に監視追跡されるおそれがある反面、万引対策やリポート分析等により効率的な社会運営への貢献が期待されており、カメラ画像が個人識別符号に該当しうることを前提にした規律が必要である。雇用者・被用者双方にとって適切な採用を実現するためには、アメリカやフランスの事例を参照しつつ、労働者の個人情報の保護と利活用について適切なバランスを設定し直すことが有用であることも明らかになった。他方、遺伝情報や医学研究分野では、個人情報保護法による一般的規律が研究・医療サービスの特殊性と調和しない側面があり、特別法を含めた規制の見直しが必要であることも本研究で明らかにされた。

最後に本研究は、手続的・組織的規律、ソフトロー、データ保護・管理技術や経済的インセンティブの活用、自主規制・共同規制等の組み合わせを通じて、データ利活用に関する透明性と個人のコントロールABILITYを高める必要性を明らかにした。この点では、まずは現在の法制及びEUのGDPR等の動向もふまえて、個人情報保護委員会の体制を強化し、課税・捜査などの特性にも配慮しながら監督権限を公的部門に拡大すると同時に、各種ガイドラインの適切な見直し、認定個人情報保護団体制度の有効活用が、適切である。また、インターネット上の検索結果の削除については、安易な法規制や「忘れられる権利」の実定化よりも、検索エンジン事業者による自主的な削除基準の策定・運用によって、表現の自由・知る権利とプライバシーのより適切な調整が図られること、同時に透明性の確保が課題であることを明らかにした。またデータの保護と利活用について、安心してデータを流通させられる環境の整備と同時に、透明性と個人のコントロールABILITYを高める情報銀行のようなしくみの導入により、パーソナルデータの保護と利活用を両立させられることも明らかにした。

以上のように、本研究は、各法分野に固有のデータの保護と利活用のあり方を明らかにするとともに、パーソナルデータ利活用のもたらすリスクと便益の調整について各分野を横断するきめ細やかな調整の方向性を示し、あわせて柔軟な規制手法の組み合わせの意義と課題を明らかにした。最後に、公開シンポジウムの開催や、研究組織に所属する研究者が、精力的に研究成果を論文・図書や学会報告、政府等での検討の場で発信し、例えば社会保障・税番号、地方行政、捜査、医学研究・医療、金融、カメラ画像、情報銀行等に関する政策や実務に影響を与えていることが、本研究の社会的意義として挙げておきたい。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計41件）

1. 宍戸常寿「データの共有と利活用」NBL1138号8-15頁（2019年）（査読なし）
2. 後藤元、小塚荘一郎、藤澤尚江、森亮二「座談会：「自動運転の、その先」と法律論」NBL1135号4-22頁（2018年）（査読なし）
3. 宍戸常寿「データ主導社会における自治体の在り方」自治体法務研究秋号3頁（2018年）（査

読なし)

4. 宍戸常寿, 小川久仁子, 星周一郎, 菊池浩明, 若目田光生, 渡邊涼介 (共著)「特集 カメラ画像の保護と利活用に関するシンポジウム (上)」NBL1132 号 4-14 頁(2018 年) (査読なし)
5. 宍戸常寿, 小川久仁子, 星周一郎, 菊池浩明, 若目田光生, 渡邊涼介 (共著)「特集 カメラ画像の保護と利活用に関するシンポジウム (中)」NBL1133 号 61-72 頁(2018 年) (査読なし)
6. 宍戸常寿, 小川久仁子, 星周一郎, 菊池浩明, 若目田光生, 渡邊涼介 (共著)「特集 カメラ画像の保護と利活用に関するシンポジウム (下)」NBL1134 号 63-82 頁(2018 年) (査読なし)
7. 中里実「『新たに得られた情報』の意義」税研 201 号 14 頁(2018 年) (査読なし)
8. 山本隆司, ベッティーナ・シェーンドルフ - ハウボルト (共著)「新しい EU データ保護法とデータ保護監視の新組織(1)—ヨーロッパ行政連携の正統化の諸問題」自治研究 94 巻 10 号 27-43 頁(2018 年) (査読なし)
9. 山本隆司, ベッティーナ・シェーンドルフ - ハウボルト (共著)「新しい EU データ保護法とデータ保護監視の新組織(2)—ヨーロッパ行政連携の正統化の諸問題」自治研究 94 巻 12 号 58-73 頁(2018 年) (査読なし)
10. 米村滋人「生命医学研究の法制度設計に関する課題と展望」法哲学年報 2017 年号 42-59 頁(2018 年) (査読なし)
11. 米村滋人, 藤田卓仙, 吉峯耕平, 黒田知宏 (共著)「医療情報ルールの再構成の方向を探る」年報医事法学 33 号 55-71 頁(2018 年) (査読なし)
12. 金井利之「国民皆保険制度と行政間紛争」法律時報 2017 年 6 月号 9-17 頁(2017 年) (査読なし)
13. 宍戸常寿「情報通信分野における個人情報保護」Nextcom31 号 4-13 頁(2017 年) (査読なし)
14. 宍戸常寿, 上原哲太郎, 実積寿也, 鈴木正朝, 曾我部真裕, 森田朗 (共著)「特別座談会 情報法制の現在と未来」論究ジュリスト 20 号 170-194 頁(2017 年) (査読なし)
15. 山本隆司「行政訴訟法の課題—行政機関の情報処理行為を審査する訴訟に焦点を当てて」行政法研究 20 号 81-104 頁(2017 年) (査読なし)
16. 米村滋人「人格権の権利構造と『一身専属性』(3)」法学協会雑誌 134 巻 1 号 80-106 頁(2017 年) (査読なし)
17. 米村滋人「人格権の権利構造と『一身専属性』(4)」法学協会雑誌 134 巻 2 号 277-301 頁(2017 年) (査読なし)
18. 米村滋人「人格権の権利構造と『一身専属性』(5)」法学協会雑誌 134 巻 3 号 407-473 頁(2017 年) (査読なし)
19. 金井利之「マイナンバーのミライ」ガバナンス 2016 年 1 月号 84-85 頁(2016 年) (査読なし)
20. 宍戸常寿「個人情報保護委員会」ジュリスト 1489 号 42-48 頁(2016 年) (査読なし)
21. 宍戸常寿「安全・安心とプライバシー」論究ジュリスト 18 号 54-63 頁(2016 年) (査読なし)
22. 中里実「納税者憲章と納税者権利章典」日税研論集 67 号 1-32 頁(2016 年) (査読なし)
23. 成瀬剛「性犯罪被害者の性的経歴に関する証拠」88 巻 11 号 80-86 頁(2016 年) (査読なし)
24. 米村滋人「医療事故の法と事故調査のあり方」日本臨床麻酔学会誌 36 巻 7 号 710-717 頁(2016 年) (査読あり)
25. 米村滋人「人格権の権利構造と『一身専属性』(1)」法学協会雑誌 133 巻 9 号 1311-1350 頁(2016 年) (査読なし)
26. 米村滋人「人格権の権利構造と『一身専属性』(2)」法学協会雑誌 133 巻 12 号 1956-1987 頁(2016 年) (査読なし)
27. 金井利之「対象住民側面から見た自治体・空間の関係」『地方自治の基礎概念』(書籍) 69-119 頁(2015 年) (査読なし)
28. 金井利之「マイナンバー制度(2)」地方自治職員研修 2015 年 3 月号 7 頁(2015 年) (査読なし)
29. 金井利之「公務住民側面から見た自治体・空間の関係」自治総研 2015 年 4 月号 27-47 頁(2015 年) (査読あり)
30. 金井利之「マイナンバー制度(4)」地方自治職員研修 2015 年 5 月号 7 頁(2015 年) (査読なし)
31. 金井利之「市民住民側面から見た自治体・空間の関係」自治総研 2015 年 6 月号 54-82 頁(2015 年) (査読なし)
32. 金井利之「マイナンバー制度(6)」地方自治職員研修 2015 年 7 月号 7 頁(2015 年) (査読なし)
33. 宍戸常寿「個人情報保護法制」論究ジュリスト 13 号 37-47 頁(2015 年) (査読なし)
34. 宍戸常寿「個人情報保護委員会の機能と権限」自由と正義 2015 年 9 月号 24-30 頁(2015 年) (査読なし)
35. 宍戸常寿「個人情報保護法改正・偶感」三田評論 1193 号 27-32 頁(2015 年) (査読なし)
36. 宍戸常寿「『自由・プライバシー』と安全・安心」国際人権 26 号 24-29 頁(2015 年) (査読なし)
37. 中里実「A Talk at AOTCA:BEPS 問題における税務専門家と法務専門家」税研 30 巻 5 号 90-97 頁(2015 年) (査読なし)
38. 中里実「BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか」ジュリスト 1483 号 25-30 頁(2015

年) (査読なし)

39. 金井利之 「住民生活再建と住民登録の在り方」 学術の動向 19 巻 4 号 81-88 頁 (2014 年) (査読なし)

40. 中里実 「最近の国際課税制度の流れ」 ジュリスト 1468 号 12-16 頁 (2014 年) (査読なし)

41. 山本隆司 「集团的消費者利益とその実現主体・実現手法—行政法学の観点から」 『集团的消費者利益の実現と法の役割』 (書籍) 216-237 頁 (2014 年) (査読なし)

〔学会発表〕 (計 14 件)

1. 宍戸常寿 「個人情報・プライバシー・通信の秘密——憲法から見た」 第 8 回情報法制研究会、2019 年

2. 米村滋人 「個人情報保護規制の内容と 医療情報に関する課題」 信州大学軽井沢セミナー、2019 年

3. 米村滋人 「医学の不確実性と医療過誤判例」 環境法政策研究会、2019 年

4. 宍戸常寿 「個人情報とプライバシー——医事法と情報法の架橋のために」 日本医事法学会、2018 年

5. 米村滋人 「個人情報保護法改正後の医療・医学研究における問題点」 日本脳ドック学会総会、2018 年

6. 米村滋人 「医療情報に関する法制度上の課題」 日本医事法学会、2018 年

7. 米村滋人 「個人情報保護の法的問題」 中興大学講演会、2018 年

8. 米村滋人 “Several Issues on Data Subject’s Consent for Data Transfer”, Beseto Conference、2018 年

9. 山本隆司 “Die demokratische Legitimation der Verwaltung in Japan”, ハイデルベルク大学法学部講演会、2016 年

10. 米村滋人 「治療に関する同意——民法学の立場から」 第 12 回日本司法精神医学会大会、2016 年

11. 米村滋人 「個人情報保護法の規制枠組みと改正の概要」 第 36 回医療情報学連合大会、2016 年

12. 加藤貴仁 “Legitimacy and Limits of Self-regulation in Japan”, German-Japanese Symposium to Celebrate the 20th Anniversary of the Founding of the Journal of Japanese Law、2016 年

13. 中里実 “Changing attitudes toward BEPS: differences in accounting and legal perspectives”, Asia-Oceania Tax Consultants' Association、2014 年

14. 中里実 “International Taxation —How Far Will BEPS Succeed?”, Asia-Oceania Tax Consultants' Association、大阪 (日本)、2014 年

〔図書〕 (計 11 件)

1. 金井利之 (編) 『縮減社会の合意形成—人口減少時代の空間制御と自治—』 239 頁、第一法規、2019 年

2. 中里実、弘中聡浩、湊圭吾、伊藤剛志、吉村政穂 (編) 『租税法概説 (第 3 版)』 400 頁、有斐閣、2018 年

3. 金子宏・中里実 (編) 『租税法と民法』 634 頁、有斐閣、2018 年

4. 中里実 『金融取引と課税 5』 168 頁、トラスト未来フォーラム、2018 年

5. 金井利之 『行政学講義』 384 頁、筑摩書房、2018 年

6. 宍戸常寿 (編) 『新・判例ハンドブック 情報法』 272 頁、日本評論社、2018 年

7. 長谷部恭男、山口いつ子、宍戸常寿 (編) 『メディア判例百選 (第 2 版)』 264 頁、有斐閣、2018 年

8. 弥永真生、宍戸常寿 (編) 『ロボット・AI と法』 328 頁、有斐閣、2018 年

9. 米村滋人 『医事法講義』 371 頁、日本評論社、2016 年

10. 米村滋人、奥田純一郎、深尾立 (編) 『バイオバンクの展開—人間の尊厳と医科学研究』 381 頁、ぎょうせい、2016 年

11. 金子宏、中里実、J. マーク・ラムザイヤー (編) 『租税法と市場』 562 頁、有斐閣、2014 年

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19 (共通)

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：宍戸 常寿

ローマ字氏名：Shishido Joji

所属研究機関名：東京大学

部局名：大学院法学政治学研究科(法学部)

職名：教授

研究者番号 (8桁)：20292815

研究分担者氏名：加藤 貴仁

ローマ字氏名：Kato Takahito

所属研究機関名：東京大学

部局名：大学院法学政治学研究科(法学部)

職名：教授

研究者番号 (8桁)：30334296

研究分担者氏名：金井 利之

ローマ字氏名：Kanai Toshiyuki

所属研究機関名：東京大学

部局名：大学院法学政治学研究科(法学部)

職名：教授

研究者番号 (8桁)：40214423

研究分担者氏名：米村 滋人

ローマ字氏名：Yonemura Shigeto

所属研究機関名：東京大学

部局名：大学院法学政治学研究科(法学部)

職名：教授

研究者番号 (8桁)：40419990

研究分担者氏名：岩村 正彦

ローマ字氏名：Iwamura Masahiko

所属研究機関名：東京大学

部局名：大学院法学政治学研究科(法学部)

職名：教授

研究者番号 (8桁)：60125995

研究分担者氏名：山本 隆司

ローマ字氏名：Yamamoto Ryuji

所属研究機関名：東京大学

部局名：大学院法学政治学研究科(法学部)

職名：教授

研究者番号 (8桁)：70210573

研究分担者氏名：樋口 亮介  
ローマ字氏名：Higuchi Ryosuke  
所属研究機関名：東京大学  
部局名：大学院法学政治学研究科(法学部)  
職名：教授  
研究者番号（8桁）：90345249

研究分担者氏名：成瀬 剛  
ローマ字氏名：Naruse Go  
所属研究機関名：東京大学  
部局名：大学院法学政治学研究科(法学部)  
職名：准教授  
研究者番号（8桁）：90466730

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：後藤 元  
ローマ字氏名：Goto Gen